

○長浜市さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)利用取扱要領

令和4年7月1日

(目的)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット(以下「チケット」という。)を交付するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (3) 地域猫活動 住民、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理する活動をいう。
- (4) 不妊手術 オス猫の去勢手術およびメス猫の不妊手術を合わせたもの(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。
- (5) 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者
- (2) 市内の多頭飼育崩壊現場で、地域の公衆衛生上不妊手術が特に必要であると市長が認める場合であって、猫に不妊手術を施し、以後の適切な管理ができる者

(交付対象とならないもの)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる猫について、不妊手術を施そうとする者は、交付の対象としない。

- (1) 希望者に譲渡する予定の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

(3) その他チケットの使用が適当でないと認められる飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、不妊手術の実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知し、チケットを交付するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 市長は、前条の規定によりチケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び返還通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。
- (2) その他市長が取消及び返還を必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 チケットを利用し不妊手術を施した者は、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第4号)に、市長が必要と認める書類を添えて速やかに提出するとともに、有効期限内に利用しなかったチケットを返却するものとする。

(免責)

第9条 市長は、チケットを利用した不妊手術に関して生じた事故その他の損害について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。